

Co.マチ五艘施設維持管理会規約

(名称)

第1条 本規約の名称を、「Co.マチ五艘施設維持管理会規約」(以下「規約」)とする。

(目的)

第2条 規約は、区域内施設の適切な維持管理を促し、良好な住環境の実現を目的とする。

(区域)

第3条 規約の対象区域は(株)OSCAR J.Jが富山市より開発行為の許可を受けた、富山市指令建指第H30開発005号の開発区域内(以下「区域」)とする。

(規約の効力)

第4条 規約の効力は、対象区域内に2以上の土地所有者が存することとなった時から発生する。(共有の場合は1区画ごとに土地所有者を1とする。)

(会員)

第5条 区域内の宅地の所有権を取得した者は、会員となる。

2 会員は、会費として一区画当たり年額15,000円を納入しなければならない。

(役員)

第6条 本会には役員として会長1名と会計1名を置く。

2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。また、Co.マチ五艘みどりの協定代表者、Co.マチ五艘あかりの協定代表者を兼務する。

3 会計は、会費の集金と、維持管理に要した費用の支払いを行う。

4 役員任期は1年とする。

5 役員は輪番制で選任され、原則、会計の後に会長となる。

6 会費を預ける通帳は会計が、通帳印は会長が保管する。

(維持管理の内容)

第7条 本会で行う維持管理の主な内容は、次の各号とする。

2 共有地の植樹帯および公園の除草、剪定、芝刈り、害虫駆除、雪囲い

3 電気料金の支払い(消雪井戸ポンプ)

4 水道料金の支払い(ゴミ置場内の水栓)

5 火災保険料の支払い(消雪制御盤の落雷対策)

6 固定資産税の支払い(共有地の植樹帯)

7 設備品の管理(ゴミ集積庫、消雪井戸ポンプ)

8 調整池の管理(清掃など)

(設立)

- 第 8 条 本会は、区域内に 15 世帯が居住した時点で設立する。
- 2 本会を設立するまでの間は、規約設定者が維持管理を代行する。
 - 3 規約設定者は、本会設立前に会員に対して、説明会を開催する。
 - 4 上記の説明会をもって、会員への会務引継ぎを完了とする。

(規約の有効期間)

- 第 9 条 規約の有効期間は、効力が発生した日から 10 年間とし、期間満了時までには会員の過半数による廃止の申し出がなかったときはさらに 10 年間延長する。

(規約の変更及び廃止)

- 第 10 条 規約の変更及び廃止は、会員の過半数の同意を得るものとする。

(規約に違反した者に対する措置)

- 第 11 条 規約に違反した者、または規約を履行しない者に対して、代表者は是正勧告をおこなうものとする。是正勧告を受けた者は速やかに本規約の内容に合致するよう措置を講じなければならない。

平成 30 年 11 月設定
規約設定者
富山市二口町 4 丁目 7 番地の 14
株式会社 OSCAR J.J